

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が期待できる一方、病気であることに気づきづらく、相談や治療につながりにくい病気です。また、ギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

こうしたことから、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、「都道府県は、ギャンブル等依存症対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」とされました。

このため、本県においても、ギャンブル等依存症の現状や課題を踏まえたギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づき、本県の実況に応じたギャンブル等依存症対策の推進を図るため策定するものです。

計画策定にあたっては、「石川県医療計画」をはじめ、「いしかわ健康フロンティア戦略」、「石川県自殺対策計画」、「石川県アルコール健康障害対策推進計画」など、他の県計画と整合性を図っています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

## 【ギャンブル等依存症対策基本法】

### ○基本理念(第3条)

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

### ○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(第13条第1項)

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

### ○基本的施策(第14条～第23条)

- ・教育の振興等
- ・ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ・医療提供体制の整備
- ・相談支援等
- ・社会復帰の支援
- ・民間団体の活動に対する支援
- ・連携協力体制の整備
- ・人材の確保等
- ・調査研究の推進等
- ・実態調査

## 4 ギャンブル等依存症の定義

### (1) 法的定義

ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

ギャンブルとは：法律の定めるところにより行われる公営競技  
（競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走）  
ギャンブル等とは：公営競技に加え、ぱちんこ屋に係る遊戯、その他の射幸行為

### (2) 医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には、ICD<sup>※1</sup> 及び DSM<sup>※2</sup> があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。

ICD-10 の分類では、「病的賭博」に、DSM-5 での分類では、「ギャンブル障害(Gambling Disorder)」に位置づけられています。

※1 世界保健機関(WHO)が身体・精神疾患に関する世界共通の分類確立を目指して作成した「国際疾病分類」のこと。「病的賭博(F63.0)」は、ICD-10 での分類に位置づけられ、「持続的に繰り返される賭博であり、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する」と定義されている。

※2 アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。「ギャンブル障害」は、DSM-5 での分類に位置づけられ、「興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求」や「賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い」等、臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動を示す場合が該当する。

### (3) 本計画における法的定義と医学的定義の関係

本計画では、医学的定義における「病的賭博」、「ギャンブル障害」の状態にある者も含め、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者を法的定義におけるギャンブル等依存症である者とします。